



ついにデビュー!本市のマスコットキャラクター“はしぼう”応援してね!

はしもと 市議会たより



第36号

平成26年5月1日 発行

<http://www.chw.jp/>

主な内容

議会基本条例・パブリックコメント	2 P
議会の構成	6 P
議案の審議結果	7 P
一般質問	12 P
各種お知らせ	16 P

表紙写真を募集しています

詳しくは、市議会ホームページ
または、議会事務局まで



橋本市議会基本条例（素案） に対する意見を募集します

橋本市議会では、議会の基本理念、議会・議員の活動原則、市民との関係など、議会に関する基本的事項を定め、議会が果たすべき役割と進むべき方向を定める「橋本市議会基本条例(素案)」をまとめました。

この条例（素案）に対し、広く市民の皆さまからのご意見を募集します。

また、第3回議会報告会においても、皆さまからご意見を頂戴したいと思います。

なお、提出いただいたご意見を参考に、条例案をまとめる予定です。



●応募・閲覧期間

5月1日（木）～5月23日（金）

●応募方法（様式自由）

◎郵送・持参

〒648-8585

橋本市 議会事務局 議事調査係

※持参の場合は、8時30分～17時
（土・日・祝日を除く）

※郵送の場合は、5月23日の消印まで

◎FAX・電子メール

FAX 33-1268

電子メール gikai@city.hashimoto.lg.jp

【注意事項】

住所・氏名が記載されていない場合や、電話での受付はできません。

●閲覧場所

◎議会事務局（市役所 本庁舎 3階）

8時30分～17時（土・日・祝日を除く）

◎市議会ホームページ <http://www.chw.jp/>

◎本号（市議会だより 36号）

●意見の取り扱いと結果の公表

提出されたご意見の概要及び、これに対する市議会の考え方を市議会ホームページで公表します。

なお、提出されたご意見に対する個別の回答や提出された意見書の返却はしません。

●問い合わせ 議会事務局 議事調査係

橋本市議会基本条例（素案）

前文

平成12年4月にいわゆる地方分権一括法が施行されて以来、地方自治体の自己責任及び自己決定の範囲が拡大され、二元代表制のもと議会が果たすべき責任及び役割がさらに大きく求められている。

橋本市は、平成18年3月1日、旧橋本市と旧高野口町が合併し、人口約7万人の新しいまちとして誕生した。世界遺産の霊峰高野山、金剛山系のみどり豊かな大地と清流紀の川の恵みを受け、緑と水が輝く「時間ゆたかに流れ ぐらし潤う創造都市 橋本」を将来像としたまちづくりを進めている。

橋本市議会は、本市のまちづくりの基本理念にかんがみ、市民の負託にこたえるべく、議員間相互の議論を深めて合意形成を図り、「市民に開かれた議会」と「住民自治の実現」そして、議会活動の充実強化、合理化、効率化を図り、より本市発展に寄与する議会にすることを目的とする中、まずはわかりやすく開かれた議会を目指し議会改革に取り組むこととした。

議会のあるべき姿、それは市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるように議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間の意見交換を行うこと、そして、市の政策水準の向上を図るために積極的

に政策提言を行うことである。

よって、橋本市議会は、市民との協働による、民主的で輝く未来につながるまちづくりを全力で取り組んでいくことを決意し、ここに最も根幹となる支柱としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、橋本市議会（以下「議会」という。）及び橋本市議会議員（以下「議員」という。）に係る基本的事項を定め、市民の信頼に応える責任ある活動により橋本市のまちづくりを推進し、市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の役割)

第2条 議会は、市民の代表で構成する市の意思決定機関であり、議決の責任を負う。

2 議会は、行政活動の監視及び政策の立案を行う。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 公平性及び透明性を確保し、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。

(2) 市民に積極的な情報公開を行うとともに、説明責任を果たすこと。



(3) 自由闊達な議論を行い、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、市長等の執行機関（以下「市長等」という。）と議員が熟議対論する場となるよう努めること。

(4) 市政への市民参加を推進するため、多様な機会を設けること。

2 円滑で市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる橋本市議会議規則（平成18年橋本市議会議規則第1号）、橋本市議会委員会条例（平成18年橋本市条例第229号）及び橋本市議会申し合わせ事項を別に定め、適宜又は継続的に見直すこととする。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 議員である前に人としての倫理観を正しく持つこと。

(2) 市民の負託に応えるため、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うこと。

(3) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを認識し、議員間の自由な意見交換に努めること。

(4) 市政全般に関する課題、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽に努め、市民の代表として相応しい振る舞い、活動を行うこと。

(5) 議会の構成員として、一部の団体又は地域等に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

2 会派は、政治的信条、政策等を共有する2人以上の議員で構成し、運営することとする。

3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者による会議（以下「代表者会議」という。）を開催することができる。

5 代表者会議に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 市民と議会の関係

(市民と議会の関係)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を行うとともに、情報の共有を推進し、説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第109条第5項及び法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願を市民からの政策提言と受け止め、審査等にあたっては請願者の説明機会の確保に努めるとともに、審査等に必要がある場合は当該請願者の意見を聴くものとする。ただし、陳情についてはこの限りでない。

5 議会は、市民に対し、議会での審議経過及び結果について報告するとともに、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提言の拡大を図るものとする。

(広報及び広聴委員会)

第7条 議会は、広報広聴機能の充実のため、広報広聴委員会を設置することができる。

2 広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（議会報告会）

第8条 議会は、市政の諸課題に対処し、市民参加及び市民との連携を高める方策として、市民に対する議会報告会を開催し、自由に情報及び意見を交換するものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 行政と議会の関係

（市長等との関係の基本原則）

第9条 議会及び議員は、二元代表制に係る市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係の構築と保持に努めなければならない。

2 議会における質疑は、論点及び争点を明確に行うものとする。また、一般質問については、一問一答方式により行うものとする。

3 議長又は委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等に対し、確認及び釈明発問の機会を付与することができる。

4 議会は、市長等が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

（法定外の執行機関委員の就任）

第10条 議員は、二元代表制及び住民自治の観点から、市長等が設置する法定外諮問機関及び審議会等の委員に原則として就任しないこととする。

第5章 議会の活動

（議会審議における論点の明確化）

第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、論点を明確にし、深く審議を行うため、市長等に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の発生源
 - (2) 提案に至るまでの経緯
 - (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (4) 市民参加（パブリックコメント等含む）の実施有無とその内容
 - (5) 総合計画との整合性
 - (6) 実施に係る財源措置
 - (7) 将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、予算及び決算の審査に当たり、前項の規定に準じて、わかりやすい施策別又は事業別の予算及び決算の概要資料等の提出と説明を市長等に求めるものとする。

（議決事件の拡大）

第12条 法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、議会が市政における重要な政策の決定に参画する

観点と、市長等の政策執行上の必要性を比較し、橋本市議会の議決すべき事項を定める条例（平成18年3月1日条例第228号）に定めるものとする。

（議会による研修）

第13条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、充実した議員研修を実施するものとする。

第6章 委員会の活動

（委員会の活動）

第14条 委員会は、その特性を活かし、専門的及び具体的な議論により議案等の審査を行い、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、市民からの要請があれば、必要に応じて審査の経過等の説明及び意見交換等の場を設けるよう努めるものとする。

3 委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

第7章 議員の活動

（議員の政治倫理）

第15条 議員は、市民の代表者としてその倫理性を自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、見識を高めなければならない。

2 議員は、公務外の活動においても、常に品位を保持し、いかなる場合においても、公平、公正な判断により行動するものとする。

3 議員の辞職及び資格の決定、紀律、懲罰については、法第126条から第137条の規定による。

4 政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

（議員による研修及び調査研究）

第16条 議員は、資質、政策形成及び立案能力の向上を図るため、研修と調査研究に努めるものとする。



岡潔氏の記念碑（市役所前）



(議員定数及び議員報酬)

第17条 議員定数は、橋本市議会議員定数条例（平成21年橋本市条例第24号）、議員報酬は、橋本市報酬及び費用弁償等支給条例（平成18年橋本市条例第56号）にそれぞれ定めるところによる。

2 議員定数は、議会の使命及び活動原則に基づき、議会の機能を果たすために必要な数を基本とし、人口、面積、財政力及び類似市と比較検討するとともに、市政の現状、事業課題及び将来予測と展望を十分考慮するものとする。

3 議員報酬は、市民の負託を受けた議員の職務遂行に対し支給されるものであることを議員は自覚し、議員定数と同様の理念に基づいて決定されるものである。

4 議員定数及び議員報酬に関する規定を改正しようとするときは、基準等明確な改正理由を示すものとし、議会活動の評価等に関して市民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を活用することができる。

5 議員定数及び議員報酬に関する規定の改正については、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員が、明確な改正理由を付して提出するものとする。

5 議員定数及び議員報酬に関する規定の改正については、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員が、明確な改正理由を付して提出するものとする。

(政務活動費)

第18条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査及び研究活動に資するために交付するものとする。

2 議員は、政務活動費の用途について明確にし、市民の求めに応じて公開しなければならぬ。

3 政務活動費に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 議会及び議会事務局の整備体制

(予算の確保)

第19条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての機能を充実、確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第20条 法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局を置く。

2 事務局は、議会活動に必要なとされる行政情報の収集に努めなければならない。

3 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

(議会広報の充実)

第22条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表するなど、市民に対して情報の提供に努めなければならない。

2 議会は、情報技術の発達等を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。

第9章 改正

(見直し手続き)

第23条 議会は、議会改革の継続的な取り組みを進めるため、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して議会運営にかかわる不断の評価と改善を



行うとともに、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証結果に基づいて、改善が必要と認める場合はこの条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正するにあたっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。

第10章 最高規範性

第24条 この条例は、議会の最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する議会に関する他の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員全員にこの条例の理念を理解させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

議会構成が変わりました

新しい副議長に
清水信弘議員を選出



上田良治議員（前副議長）の議員辞職に伴い、2月10日に副議長選挙を行った結果、清水信弘議員が副議長に当選しました。

新しく4議員が
加わりました

去る3月16日に執行された橋本市議会議員補欠選挙において、今城敏仁氏、小西政宏氏、坂口親宏氏、高本勝次氏の4氏が当選されました。
任期は、平成26年3月17日から平成27年4月30日までです。



高本勝次
議員



坂口親宏
議員



小西政宏
議員



今城敏仁
議員

※議員の並びは50音順です

一部事務組合議会
の議員を選出

議員辞職等に伴い、欠員となっていた一部事務組合議会議員について、3月6日に選挙を行い、次の議員が

☆伊都消防組合議会議員
田中博晃議員

当選しました。

☆橋本伊都衛生施設組合議会議員
清水信弘議員、田中博晃議員

委員会の構成変更

昨年の12月定例会以降、常任委員会、議会運営委員会の委員構成に変更がありました。新しい委員会構成は下表のとおりです。

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務委員会	岡弘悟	田中博晃	高本勝次 小西政宏 清水信弘 石橋英和 井上勝彦 樽井豪男
経済建設委員会	山田哲弥	楠本知子	今城敏仁 阪本久代 土井裕美子 辻本勉 小林弘
文教厚生委員会	松本健一	堀内和久	森下伸吾 中西峰雄 松浦健次 坂口親宏 中本正人
議会運営委員会	辻本勉	楠本知子	阪本久代 山田哲弥 土井裕美子 井上勝彦 岡弘悟 中本正人

3月定例会

2月10日に開会し、3月6日に閉会しました。

条例の制定・改正・廃止、26年度当初予算、25年度補正予算など市長提出議案79件と委員会提出議案1件、請願1件の審議を行いました。

主な議案の内容は次のとおりです。

IT地域交流センター設置 及び管理条例の一部改正

近年、IT分野の進歩は著しく、情報通信インフラの環境が整う一方で、長引く不況により市内事業者の業績低迷が続いています。地場産業の再興に向けた拠点施設としての重要性が高くなっており、IT地域交流センター」の施設名称を「地場産業振興センター」に変更するものです。



4月から地場産業振興センターに名称が変わりました

【審議、審査の概要】

現在と名称変更後の事業は。

答 地場産品の販売、パソコン体験、事業会計研修会、再織体験、地元企業出展イベント、子ども向け手作りフェア、保育園の作品展、展示会などを実施しています。今後は、地場産業の活性化により重点を置いた事業に取り組みます。

問 指定管理者（高野口町商工会）の自己資金投入で経営が成り立っているとのことですが、地場産業振興は商工会の業務であり、指定管理料以外に補助金もある中、自己資金投入は当然では。

答 商工会は、相談事業、公的資金の斡旋、各種イベント、商品開発、会員の厚生事業などに取り組んでいます。会費も集めていますが、補助金が不足する状況であり、本施設運営への補填は厳しいと聞いています。

問 本施設は最終的なものですか。
答 合併時の新市まちづくり計画で重点施策の一つに位置づけています。現在の書庫（旧町役場東別館）を別館として活用することも検討していますが、施設整備よりソフト事業の充実が重要と考えます。

公の施設の指定管理者の指定

応其こども園の指定管理者として、社会福祉法人顕陽会を指定し、指定期間を27年4月1日からの5年間とするものです。



応其こども園建設予定地

【審議、審査の概要】

問 すみだこども園と同じ法人ですが、同じにすべきとの議論はありませんか。

答 そういった議論はありませんでした。プレゼンテーション、法人が運営する他園の視察も行い、審査基準に基づき審査を行った結果、最高点をとった同法人に決定しました。

農業ふれあい公園設置 及び管理条例の廃止

和歌山県から敷地の無償譲渡を受けた際の条件として、25年12月末まで公園としての用途指定がありました。

この間、農業ふれあい公園とし、紀北川上農業協同組合を指定管理者として管理を行いました。今後は普通財産として管理するため、条例を廃止するものです。

【審議、審査の概要】

問 公園の面積と評価額は。

答 5筆で面積1万3500.68㎡、評価額は約1億740万円です。

問 紀北川上農協より納入されている年額300万円の農業振興協力は、普通財産移行後どうなりますか。

答 3月末までは協定に基いた協力金です。普通財産移行後は、行政財産使用料条例で定めている使用料（土地評価額の4%）の規定に基づき、農協と協議を進めます。

選挙管理委員会委員と 同補充員の選挙

選挙管理委員会委員と同補充員の任期満了に伴い、3月6日に選挙を行った結果、それぞれ次の4氏が当選されました。任期はいずれも4年です。

【委員】 平田敬二氏（高野口町田原）、島野勝義氏（隅田町霜草）、新谷幸子氏（御幸辻）、永坂守賢氏（東家）

【補充員】 谷本禧忠氏（山田）、晴明義史氏（慶賀野）、坂中武志氏（谷奥深）、西野恵三氏（向副）

議案に対する議員の賛否状況(賛否が分かれたものを掲載しています)

○：賛成 ×：反対 △：欠席 キ：棄権

-：議長（議長は採決に加わりません。ただし、可否同数の場合に限り、可か否か、裁決権を行使します）

件名	賛成 ： 反対	松浦健次	阪本久代	楠本知子	森下伸吾	辻本勉	中西峰雄	山田哲弥	土井裕美子	清水信弘	石橋英和	田中博晃	堀内和久	松本健一	井上勝彦	小林弘	樽井豪男	岡弘悟	中本正人
		政	無	公	公	新	無	政	二	二	新	新	新	は	は	刷	刷	刷	刷
平成 26 年度一般会計予算	16：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
平成 26 年度国民健康保険特別会計予算	15：1	キ	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
平成 26 年度後期高齢者医療特別会計予算	16：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
下水道排水設備指定工事店条例の一部改正	15：1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
市民会館設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
行政財産使用料条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
文化センター設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
共同浴場設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
斎場設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
墓園設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
市民活動サポートセンター設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
介護予防拠点施設城山交流センター設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
エコパーク「紀望の里」設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
高野口山村体験交流促進センター設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
せせらぎ公園設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
繊維大型共同作業場設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
パイル織物開発センター設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○

次のページに続きます

前ページからの続きです

件名	賛成 反対	松浦健次	阪本久代	楠本知子	森下伸吾	辻本勉	中西峰雄	山田哲弥	土井裕美子	清水信弘	石橋英和	田中博晃	堀内和久	松本健一	井上勝彦	小林弘	樽井豪男	岡弘悟	中本正人
		政無	公	公	新	無	政	二	二	新	新	新	は	は	刷	刷	刷	刷	刷
やどり温泉いやしの湯設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
道路占用料条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
都市公園条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
市営駐車場設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
市営自転車等駐輪場設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
市防災センター設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
社会体育施設設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
文教施設利用に関する条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
東部コミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
産業文化会館設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
温水プール設置及び管理条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
公の施設（応其こども園）の指定管理者の指定	16：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正	15：1	○	×	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	△	○	○	○	○	○
民生委員推薦会に対して適正な指導を求める請願	1：16	○	×	×	×	×	×	×	×	×	-	×	×	×	×	×	×	×	×

議員氏名の下欄に各会派の略称を記載しています。正式名称は、(公)公明党議員団、(刷)刷新クラブ、(は)はしもと未来、(新)新風クラブ、(ニ)ニューリベラルズ、(政)政良会、(無)会派に所属しない議員です。

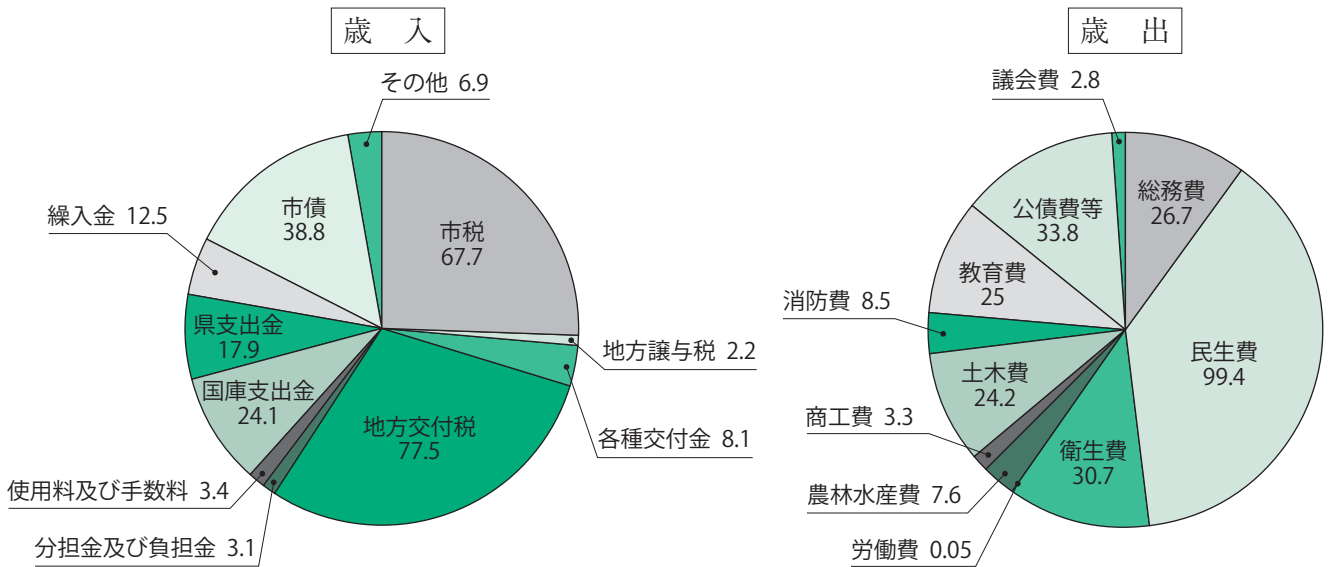
※議員名、会派名は、平成26年3月6日現在のものです

平成26年度予算を審査・可決

継続事業多く、総額542億円 昨年より3.3%増

一般会計	262億1,993万円	(対前年比4.6%減)
特別会計 (11会計)	176億4,804万円	(対前年比3.1%増)
企業会計 (2会計)	103億2,616万円	(対前年比0.6%増)

一般会計の内訳 (数字は金額・単位は億円)



問 選挙啓発は。市長、市議会議員の選挙期間は7日間と短く、公報は発行できません。現在はHPで選挙運動でき、市HPに候補者アドレスを掲載することで、有権者が情報を取得できるようにします。

問 防災用毛布の整備は。6千枚の目標に対し約2千枚備蓄しています。26年度から年500枚ずつ整備し、品質などを満たす地元産を基本に考えます。

問 公金収納業務の委託とは。銀行で納付された公金は、指定金融機関を経て納入されます。出納室では領収済通知書を税別・年度別にOCRで読み取り、読み取れない場合は入力します。納税課では領収日毎に読み取り、口座引落分は各課が処理します。これら業務の効率化と負担軽減を図ります。

一般会計

予算委員会の審査概要

平成 26 年度
予算審査特別委員会

委員長 田中博晃
副委員長 土井裕美
委員 松浦健次
森下伸吾
松本健一



予算審査の様子 (2月21日)

問子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌
予防接種の実施状況は。

答子宮頸がん予防接種は、副作用の事例
があり、積極的な勧奨を控えるよう
国から通知がありました。接種者は24
年度に比べ激減しています。ヒブと肺
炎球菌の予防接種は例年どおりです。

問地場産業振興・地域活性化委託料の
増額理由は。

答紀州へら竿にパイル織物を加え、地
場産品のPRや販売促進、事業者向
けパソコン教室、製作体験イベント
などを委託します。

問やどり温泉いやしの湯源泉ポンプの
修繕とは。

答地下1km以上の源泉から揚水して
おり、水垢や酸化物の皮膜が付着するた
め、3年に一度修繕が必要になります。

問ガソリン灯油混油販売事故に対し、
安全管理と監督は。

答各事業所では、危険物取り扱いに関
し、保安監督者を定め、従業員教育
や荷卸し時の立ち会いなどが必要で
す。消防本部から立入検査、注意喚
起を行っています。

問あやの台小学校の太陽光発電とは。

答避難場所の体育館に必要な電力を蓄

電する設備で、運動場法面に太陽光
パネルの設置を考えています。

問ふるさと応援寄附金の取り組みは。
答寄附者に特産品を送付しており、今
後、HPでもPRしたい。

問病院事業会計繰出金が増額となった
要因と、独立行政法人化を含めた今
後の予測は。

答電子カルテの更新、HCU建設によ
る起債償還額の増加が要因です。償
還期間の5年経過後は減少し、独法
化以降も増減はないと考えます。交
付税措置分を除いた実質的な繰出額
は約2億1千万円です。

特別・企業会計

【墓園事業】

問管理料が大幅増となった理由は。
答管理料は5年毎の納付で、各年度の
販売件数の違いで増減します。

【土地区画整理事業】

問事業の推進で難しい点は。
答中断移転により、権利者が戻るまで
長期化する場合があります。権利者の理
解を得るのが難しい状況です。

【住宅新築資金等貸付事業】

問未収金はどれくらいですか。
答25年度は約3億3千万円と見込ん
でいます。今後償還期限がくる
貸付金は約1億3千万円で、約
2千600万円の未収金が発生する
と予測します。徴収努力でどれだけ
未収金を減額できるかによります。

【介護保険】

問高額医療合算介護サービス費の申請
が煩雑では。
答本市で医療、他自治体で介護サービ
スを受けた場合など、医療保険者と
介護保険者が異なる場合は、それぞ
れ申請する必要があります。

【後期高齢者医療】

問県広域連合の肺炎球菌ワクチン補助
の決定に対する対応は。
答ワクチンは5年に一度の接種で、転
出入により管理が難しく実施は困難
です。今後の動向を見ますが、26年
度当初から実施はありません。

【病院事業】

問入院患者が減少した要因と対策は。
答脳外科医が1人減ったことが大きく
影響しています。亜急性期病棟設置
など入院患者の確保を念頭におき、
病院運営を考えます。

問婚活支援推進事業の現状は。

答会員は300人を超えましたが、顔
ぶれに変化がないとの声があります。
今後、登録費廃止、会員要件の緩和
など、出合いの機会拡大と他自治体
との交流も考えたい。

問生活保護に係る嘱託職員の業務は。

答就職活動の支援や生活保護者の医療
費が高い中でジェネリック薬品の推
進や医療相談も行っています。



松本 健一
議員

(はしもと未栄)

市内経済短観

質問 昨年、経済建設委員会行政視察で訪れた武雄市では、経済動向をより適格に把握するため、市内事業者の協力を得て「武雄市短期経済観測調査（たけお短観）」を実施しています。企業や業界の景況感などを数値化した指標は、日本銀行の「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」などで用いられます。市内の景気観を正確につかむことで必要な政策を実行する有効な判断材料となります。

消費税率変動、アベノミクス効果、国道371号バイパスや新見紀トシネル着工、ルートインホテル開業と国体開催、高野山開創1200年大祭の開催など控え、本市でも「はしもと短観」を採用してはいかがでしょうか。

答弁 「たけお短観」は、市独自の経済調査であり、事業者のシンプルな景況感を調査し、指標としています。調査方法は、市内100事業者に対し、年4回、現在の景況感を「良い」「普通」「悪い」、3カ月後の景況感を「良くなる」「変わらない」「悪くなる」の3択で回答し、構成比を求めた上で指標化

しています。

たけお短観は、平成22年3月から現在まで全16回の調査が実施されています。効果について、地方経済が国の公表どおりの状況であるかを判断する材料となり、調査を通して行政と事業者の距離が近くなったことが良かったと担当者から聞いています。

国の経済施策などによって、橋本市が地域エリア単位でどのように変貌、変化していくかを研究検討できる指標になり得ると考えます。しかし、先にも述べたように、たけお短観は、シンプルな景況感を問うだけのものであるため、同様の調査を本市で行うことが経済指標として有効であるかの検証が必要と考えます。たけお短観は、市長の政策として実施されたもので、全国の市町村で同様の取り組みは確認できません。また、調査事務に係る費用は多大でないとはいえ、人件費及び事務量が発生するため、事務事業としての適正も判断したいと考えます。これらを踏まえたうえで、調査、検討したいと考えます。

他の質問

食物アレルギー患者のための震災対策『アレルギー用食品の流通備蓄』▽情緒と数学のまち橋本市の中心となる「岡潔記念館」の再建▽御幸辻駅前整備の進捗▽市民の森



田中 博晃
議員

(新風クラブ)

債権管理の一元化

質問 地方税や各種手数料、使用料などの未収金の増大は、本市財政基盤の根幹を揺るがす問題です。

三重県名張市や千葉県船橋市の先進地を視察、調査した結果、いずれの市も未収金の増大は喫緊の課題と捉え、積極的に取り組んでいます。

債権管理一元化のメリットとして、担当課が通常業務及び現年分の徴収に特化できることや、税の滞納者の多くは、手数料や使用料の滞納もあり、それらを一元化し情報共有することで、催告書の発行や本人・銀行との対応の簡潔化、時効の近いものから返済するなどの優先回収順位の決定、生活困窮者の保護などが挙げられます。

未収金の回収は、監査委員からの再三の指摘も考慮し、将来の負担を少しでも減少させるために、地方税を含む強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の未収金額をお伺いします。

答弁 企業会計を除く平成24年度決算時点でも総額約14億8千万円、うち強制徴収債権約10億6千万円、非強制徴収債権約500万円、私債権4億2千万

円です。

質問 回収方針について

答弁 橋本市債権管理マニュアルに基づき回収しています。制定前より多少減少したものの、抜本的な問題解消になっていません。

質問 債権管理を一元化する部署の設置について

答弁 26年より債権管理に関する専門知識を持った嘱託職員を雇用し、課題解決に向け取り組むとともに、債権実態に照らし合わせ、専門部署の設置を視野に入れ、調査・研究します。

質問 破産・競売事件が毎年複数発生していますが、税や介護保険料を除く債権の交付要求及び、破産・競売事件情報の各課での共有について

答弁 税や介護保険料を除き、その他債権も徴収できた可能性はありますが、調査できていません。破産・競売情報は税に対してのみ把握しており、他部署との情報共有はできていません。

質問 債権管理一元化に向けた先進地の視察・調査について

答弁 専門部署の設置も視野に、自治体規模に関係なく、ノウハウについて積極的に調査研究していきます。



清水 信 弘
議 員

(ニューリベラルズ)

高野口小学校重要文化財 指定記念式典などの式典

質問 高野口小学校が国の重要文化財に指定され、1月26日、記念式が同校体育館で開催されました。そのときの疑問と本市の式典について質問します。

- ① 同校の体育館で式典を行った経緯を伺いたい。あの程度の参加者を集めるのであれば会場が広すぎ、寒すぎた。
- ② 開催後、付近住民から「もっと開催を丁寧に入れてほしい」との声が相次いだ。教育委員会の見解は。
- ③ 式典全般について、本市選出の県議会議員の挨拶は、順番制で1人につき5分以内が、そのほうが順番の議員も気合の入った挨拶ができると思うが。
- ④ 挨拶で壇に立った来賓が、再度紹介されるのは時間の無駄と思えるが。
- ⑤ 市議会議員の紹介はまとめてできないか。1人ずつ拍手をもらっていては時間がかかる。50人も議員がいる自治体はどう対応しているか。
- ⑥ 国歌君が代はもっとボリウムを上げてほしい。聞こえにくいまま唱和すると、必ず「走って」しまっている。

る。合わそうとすれば声が小さくなります。

答弁 ①市を挙げて祝福するため、記念式を行いました。戦前に建築した現役小学校が初めて指定される意義を実感していただくため、講演会と見学会も実施しました。会場は校舎から近く、竣工などでも使用しており、ふさわしいと判断しました。開催日は、文化財防火デーの1月26日とし、4台の大規模ストーブを設置しました。

②広報1月号に掲載するとともに、小学校から全保護者あてに案内しました。報道機関には記者会見で資料を提示し、毎日放送が番組で紹介しました。マスコミから一定の評価を得ましたが、参加者が少なかったことは残念です。今後、特定地域に深くかわる式典の周知は、区・自治会の了解を得たうえで、回覧板なども検討します。

③式典は多種多様であり、すべてに県議会議員全員が出席するわけではなく順番制は困難です。挨拶が多すぎるとの声は以前からあり、来賓と調整の上、適切に対応します。

④今後は挨拶いただいた来賓の紹介を省略する方式を基本とします。

⑤県下各市の対応も分かれており、式典の伝統を踏まえ、適切な方法を考えます。

⑥適切な音量を確保できるよう努めます。

他の質問 税務相談



土井 裕美子
議 員

(ニューリベラルズ)

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)

質問 政府は、国民一人ひとりに番号を割り当て、氏名、住所、生年月日、個人所得、納税実績、年金などの個人情報番号を把握・管理し、希望者には番号と顔写真が記載された個人カードを交付するとして、平成28年1月から制度の運用開始を予定しています。本市でも27年10月から順次番号の付番・通知が開始されますが、今後の工程や担当課の設置は。

答弁 国が示す工程に基づき、26年度から関連システムの改修をスタートし、関係課において情報共有と関連業務の連携を図り、税番号制度の庁内連絡調整会議を設置します。

質問 今後の対応システムや番号通知段階で起こる問題点への対応は。

答弁 26年10月より自治体クラウドシステムへの切り替えを予定しており、新制度導入についても期限までに計画的に進めます。

番号通知については、国より委託を受けた地方公共団体情報システム機構から個人に対し行われ、個人番号カードを必要とする個人が機構へ申請を行い、機構側で一括発行することが想定されます。

個人番号カードの交付は、来庁方式で28年1月より市町村が行うこととなるため、窓口業務や事務量増大の対応として、臨時職員の配置や臨時窓口の設置、休日や時間外の対応などが考えられます。今後、国の動向を踏まえ検討します。

質問 マイナンバー制度導入により、コンビニ交付や総合窓口制度の導入が早期に実現可能と考えますが、市としての考えは。

答弁 コンビニ交付については、システム上の基盤整備は進んでおり、導入に向けてハードルは低くなるため、実現に向けて取り組んでいきます。

総合窓口については、以前からの検討事項ですが、窓口一カ所でサービスが完結するかという問題点もあり、十分な検討が必要と考えています。

質問 情報漏えいへの対応は。

答弁 事故が発生しないよう高いセキュリティを備えたものにするとともに、人的問題による情報漏えいについても、職員の研修制度を進めます。

他の質問 HMP（はしもとまちづくりプロジェクト）48



松浦健次
議員

(政良会)

市当局は生徒、保護者、教師の悲鳴になぜ応えないのか

質問 授業中、生徒が教室を出入りする、騒ぐ、暴言を吐く、教師はなすべがないなど、授業が正常に成立しない学校がある事実を正確に把握しているのか、学校・生徒・保護者の求めを理解しているのか甚だ疑問である。市当局は正常な授業を確保する気があるのか。その気があるなら、今、誰が何をすべきと考えるのか。

学校、教育委員会が手をこまねいていたのではなく、精一杯がんばってきたのは十分理解するが、前述のような厳しい実態がある。もっと目に見える効果的な対策が採られてしかるべきと考える。

答弁 なお、元警察官のスクールサポートは、和歌山県警OBに限るのではなく、橋本市民である大阪府警OBにも協力を求めているのか。

その中で、生徒指導上の課題についても把握しているところですが。各学校において、教職員がその課題に対し組織的に取り組むことにより、改善が見られるものの、依然課題を残している学校があるのも事実です。

これらの課題解決のために、学校長と協議を行い、学校を支援する人的配置の準備を進めています。学校に対し、教員の定数配置に加え、加配教員、県・市の非常勤講師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、平成25年度から取り組んでいるスクールサポーターなど、効果が期待できる配置を考え、各学校の取り組みの充実を図っていきます。また、スクールサポーター配置の際は、和歌山県警の退職者に限らず、人材を重視したいと考えています。

一方、市長部局としては、学校現場の現状に鑑み、本年度よりスクールサポーター事業を予算化しましたが、今後教育委員会による学校の教育課題解決に向けた取り組みに対する効果を期待し、必要な支援を行いたい。

他の質問 聾啞者、中途失聴者・難聴者が受診する際に手話通訳、筆談可能に▽運動公園前の京奈和自動車道側道に信号機設置を



阪本久代
議員

(会派に所属しない議員)

市民病院

質問 市民病院は、開設以来、市民の命と健康を守り続けてきました。今後公立病院としての役割を果たし続けていたただたく、質問します。

①市民が望む市民病院は。
②市民病院はあまりいい評判を聞きません。理念「こころの通う医療で、地域住民の健康の保持・増進に尽くす」、基本方針「患者の権利を尊重し、理解と納得に基づいた信頼される医療を目指す」、病院職員の心得「職員一人ひとりが市民病院を代表しているという自覚を持ち職場の内外における言動に注意する」、患者対応の基本姿勢「親切・ていねい・あたたかさ・安心・納得を常に意識する」を再度、徹底すべきでは。

③市民病院改革プランでは、平成28年度に独立行政法人化（非公務員型）へ移行となっています。なぜ、独立行政法人化をめざすのですか。

答弁 ①入院・検査など質の高い医療を安定して提供し、地域の中核病院として、市民はもちろん、地域の人々の生命を守るのが役目であり、市民が望む姿と考えています。

②「院長への伝書箱」などを通じて様々なご意見、ご感想をいただいています。中には厳しいご意見もあり、真摯に受け止め、改善に取り組んでいます。病院の理念、基本方針を再度徹底し、これまで以上に市民に信頼される病院として地域医療を支えられるよう、職員一丸となって一層の改善に取り組みたいです。

③19年12月、総務省は、公立病院改革ガイドラインを示し、本院も「改革プラン」を策定しました。「経営の効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」の3つの視点に立ち、様々な改革に取り組んできました。「経営形態の見直し」では、地方独立行政法人への移行を検討し、目標年度を28年度としました。しかし、26年度に予定されている診療報酬改定など、病院を取り巻く環境は厳しさが増し、25年度決算では赤字が拡大する見込みです。現在、経営コンサルタントの支援を受け、26年度から病棟再編を行うなど改革に着手しています。地方独立行政法人への移行は、柔軟な姿勢で、経営状況を踏まえ、最適な時期を検討したい。



楠本知子
議員

(公明党議員団)

里帰りなどによる 妊婦健康検査の助成

質問 ①里帰りなどで本市で出産される方の人数は。

②県外の健診機関で契約医療機関は。

③受診助成券が利用できるよう県外医療機関と連携、契約できませんか。

答弁 本市では14回分の健診助成と超音波検査助成などを合わせて受信券を22枚発行し、1人当たり9万1,190円を上限に助成しています。

①里帰りなどにより本市で出産される方の人数はわかりませんが、市民が里帰りなどで県外受診し、償還払いで助成した人数は平成24年度で40人です。

②・③委託契約している県外の医療機関はありませんが、他県の医療機関などと契約している自治体に問い合わせるなど調査し、検討します。



「学校いじめ防止基本方針」の策定



質問 25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。同法は、すべての小中学校に「学校いじめ防止基本方針」の策定と「対策委員会」といった校内組織の設置を義務付けています。本市でも各学校がどのような基本方針を出すのか、保護者、市民に注視していただくことが大事と考えます。

答弁 現在、県教育委員会において「和歌山県いじめ防止基本方針」を策定中です。「学校いじめ防止基本方針」が単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、具体的な実施計画や実施体制が示され、各学校が確実に実行できる方針になるよう指導しています。策定後は25年度を目標としています。策定後は、保護者などに周知し、連携しながら未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。

ふるさと納税の推進とPR



森下伸吾
議員

(公明党議員団)

質問 ふるさと納税は、寄附という形で、自分の故郷だけでなく全国の都道府県や市町村を応援できる制度です。さらにふるさと納税の大きな魅力は、寄附をすれば地域の特産品がもらえることです。

本市もふるさと納税に力を入れることで自主財源を確保し、地域の魅力を発信できる手段として積極的に取り組むべきと考え、質問します。

①本市の寄附金の件数と総額は。

②寄附金の使い道は。

③本市のPR方法は。

④寄附者へ特産品などを贈呈する取り組みは。

答弁 ①平成26年1月時点で、延べ62件、総額1千400万2千円です。

②寄附をいただく際に、その使い道を聞いています。その思いを尊重し、該当する事業に使うようにしています。

③ホームページのトップページに載せていますが、今後よりわかりやすいページにするため、改良を検討します。さらに、クレジット決済など寄附の納

付方法についても研究します。
また、東京橋本会など「ふるさと」にゆかりのある団体、組織へ案内を行っている。寄附金の使い道はホームページへ掲載しています。
④寄附をいただいた方には感謝状または礼状を送付するとともに、1万円以上の寄附者には、5千円程度の柿やパイル織物をお礼として送っています。



議会からのお知らせ

information from assembly

第3回 議会報告会を開催

【日時、会場】

- ◎5月15日(木) 19時～
 - ・橋本地区公民館
 - ・西部地区公民館
 - ・紀見地区公民館
 - ・紀見北地区公民館
- ◎5月22日(木) 19時～
 - ・隅田地区公民館
 - ・恋野地区公民館
 - ・学文路地区公民館
 - ・高野口地区公民館

【内 容】

- 審議内容の報告(12月定例会、3月定例会)
- 議会基本条例(素案)の説明
- 意見交換



シリーズ写真 ～市内の朝日・夕日スポットを見る～

高山森林公園(朝日)

三石山へ通じるハイキングコース内にあり、紀見峠駅より北西に徒歩40分です。和歌山県の朝日・夕日100選に選ばれており、朝日の美しい風景はもちろん、高野山系や大峰山系が一望できます。

編集委員会のメンバーは、事務局スタッフとともに、限られた紙面の活用に知恵を絞って取り組んでいます。

毎日新聞社主催の広報セミナー研修に参加し、広報紙コンクールに出品するなど、努力を重ねています。

市民の皆様いかがでしょうか。さらなる議会力をアップし、市議会だよりの中身を充実し、楽しみにしていただける市議会だよりにしたいです。

市議会だより編集委員会

委員 楠本知子

編集後記

市議会 Facebook

試験運用を終了し、4月から本格運用を開始しました。

本会議傍聴のご案内

傍聴席は市本庁舎3階です。北側階段でお越しください。

議案書の公開

審議前に議案書をホームページで公開しています。

インターネット中継

本会議の様子はライブ及び録画放送、委員会の様子は録画放送しています。

☆6月定例会は、6月9日に開会(予定)します

- | | |
|------|------------|
| 6. 9 | 本会議(開会日) |
| 16 | 本会議(一般質問) |
| 17 | 本会議(一般質問) |
| 18 | 本会議(一般質問) |
| 19 | 本会議(議案審議) |
| 20 | 総務委員会 |
| 23 | 経済建設委員会 |
| 24 | 文教厚生委員会 |
| 27 | 本会議(委員長報告) |

寄付行為などの禁止

公職選挙法により、議員は選挙区内の人や団体に対して寄付することが禁止されています。

また、年賀状などの時候のあいさつ状(答礼のため自筆によるものを除く)を出すことも禁止されています。



この議会だよりは環境に優しい
植物性インキ(VEGETABLE OIL
INK)と再生紙を使用しています